

○富士河口湖町共同企業体取扱要綱

平成15年11月15日

告示第35号

改正 平成16年4月1日告示第18号

令和3年12月15日要綱第65号

目次

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 経常建設共同企業体(第4条―第9条)

第3章 特定建設工事共同企業体(第10条―第14条)

第4章 補則(第15条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事及び建設工事に伴う委託業務(以下「建設工事等」という。)に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(令3要綱65・一部改正)

(企業体の運用形態)

第2条 共同企業体の運用形態は、原則として各構成員対等の立場で一体となって建設工事等を行う共同実施方式とする。

2 出資比率の最小限基準は、技術者を適正に配置して共同実施を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

2社の場合 30パーセント以上 3社の場合 20パーセント以上

(令3要綱65・一部改正)

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体は、年間を通して結成される共同企業体(以下「経常建設共同企業体」という。)及び特定の建設工事又は業務ごとに結成される共同企業体(以下「特定建設工事共同企業体」という。)とする。

(令3要綱65・一部改正)

第2章 経常建設共同企業体

(結成)

第4条 経常建設共同企業体は、構成員の能力の増大を図り、その受注機会を確保することを目的として結成するものとする。

(令3要綱65・一部改正)

(対象工事)

第5条 経常建設共同企業体の発注対象建設工事等は、富士河口湖町建設工事入札参加者資格審査及び請負業者指名選定委員会に諮り、町長が決定するものとする。

(令3要綱65・一部改正)

(入札参加手続)

第6条 経常建設共同企業体が、町が発注する建設工事等に係る競争入札に参加しようとするときは、あらかじめ経常建設共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

2 前項の申請は、経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)に、構成員が締結した経常建設共同企業体協定書(様式第2号)その他申請に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請を受けたときは、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表構成員に通知するものとする。

(令3要綱65・一部改正)

(資格審査の申請)

第7条 経常建設共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければならない。

- (1) 構成員は、富士河口湖町入札参加資格者名簿に登載された町内の者であること。
- (2) 構成員は、3業者以下であること。
- (3) 資格審査を申請する建設工事等の種類は、全ての構成員が単独業者として、資格者名簿に登載された建設工事等の種類であること。
- (4) 構成員の級別格付けは、同一等級又は直近等級であること。
- (5) 構成員の組合せは、経常建設共同企業体の級別格付けが、構成員各個の格付けより昇格するものであること。ただし、級別格付けの昇格は、構成員のうちで上位に格付けされている者の級別格付けよりも2級以上昇格する場合であっても1級に制限する。

2 構成員は、同一の建設工事等の種類について他の経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。

3 中小企業等協同組合は、構成員となれないものとする。

4 第1項の申請は、経常建設共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 経常建設共同企業体協定書(様式第2号)

(2) 各構成員の経営事項審査通知書の写し

(令3要綱65・一部改正)

(資格審査及び格付け)

第8条 町長は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる事項を審査し、単体企業に準じて級別格付けを行うものとする。

(1) 各構成員の建設工事等の種類別年間平均完成高の合計値

(2) 各構成員の自己資本額及び職員数のそれぞれの合計値

(3) 各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値

(4) 各構成員の技術職員数の合計値

(5) 各構成員の営業年数の平均値

(令3要綱65・一部改正)

(代表構成員の選定)

第9条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(令3要綱65・一部改正)

第3章 特定建設工事共同企業体

(結成)

第10条 特定建設工事共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。

(対象工事等)

第11条 特定建設工事共同企業体の発注対象建設工事等は、建設工事等の種類、規模、技術的難易度等を勘案し、富士河口湖町建設工事入札参加者資格審査及び請負業者指名選定委員会に諮り、町長が決定するものとする。

(平16告示18・令3要綱65・一部改正)

(構成員の要件)

第12条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

(1) 富士河口湖町入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 当該建設工事等に必要の許可業種について、許可を有してから営業年数が少なくと

も数年あること。

(3) 当該建設工事等に法令で定められた必要な技術者を配置できる建設業者であること。

2 構成員は、他の特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

(令3要綱65・全改)

(代表構成員の選定)

第13条 特定建設工事共同企業体の代表構成員は、等級の異なる者の間においては上位等級の者であることとし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大又は同等でなければならない。

(令3要綱65・全改)

(入札参加手続)

第14条 特定建設工事共同企業体は、町が発注する建設工事等に係る競争入札に参加しようとするときは、入札参加資格審査の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、特定建設工事等共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第6号)に、構成員が締結した特定建設工事等共同企業体協定書(様式第7号)その他申請に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請を受けたときは、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表構成員に通知するものとする。

(令3要綱65・全改)

第4章 補則

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(令3要綱65・旧第19条繰上・一部改正)

附 則

この告示は、平成15年11月15日から施行する。

附 則(平成16年告示第18号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和3年要綱第65号)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条、第 7 条関係)

経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

共同企業体所在地
共同企業体の名称

住 所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

今般、富士河口湖町の発注に係る建設工事等の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号(第6条、第7条関係)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当経常建設共同企業体は、建設工事又は建設工事に伴う委託業務（以下「建設工事等」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当経常建設共同企業体は、共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は 年とする。ただし、 年を経過しても当企業体に係る建設工事等請負契約の履行後 カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事等の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事等について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事等の実施の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事等の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事等の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事等の

実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。
(決算)

第12条 当企業体は、建設工事等の完成の都度当該建設工事等について決算するものとする。
(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。
(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。
(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。
(建設工事等の実施途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事等を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事等の実施途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該建設工事等を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事等の実施途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(建設工事等の実施途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事等の実施途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。
(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体は解散した後においても、当該建設工事等につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。
(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	印 印
-------	--------------------------	--------

構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	印 印
-------	--------------------------	--------

様式第 6 号(第 14 条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

共同企業体所在地
共同企業体の名称

住 所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

今般、富士河口湖町の発注に係る建設工事等の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第7号(第14条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 富士河口湖町発注に係る (工事・業務) の請負

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、 共

同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、第1条に規定する請負契約の履行後 ヲ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事等の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事等について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	%
--------	---

商号又は名称	%
--------	---

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに建設工事等の実施の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事等の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事等の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事等の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事等の完成の都度当該建設工事等について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事等の実施途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事等を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事等の実施途中において前項の規定により脱退したものがあ

る場合においては、残存構成員が共同連帯して当該建設工事等を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事等の実施途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(建設工事等の実施途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事等の実施途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせ

なくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体は解散した後においても、当該建設工事等につき契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

る。

外 社は、上記のとおり 共同企業体を結
成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、
各自所持するものとする。

年 月 日

代表構成員	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	印 印
-------	--------------------------	--------

構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	印 印
-------	--------------------------	--------

様式第1号(第6条、第7条関係)

(令3要綱65・全改)

様式第2号(第6条、第7条関係)

(令3要綱65・全改)

様式第3号 削除

(令3要綱65)

様式第4号 削除

(令3要綱65)

様式第5号 削除

(令3要綱65)

様式第6号(第14条関係)

(令3要綱65・全改)

様式第7号(第14条関係)

(令3要綱65・全改)